

瑞穂市 産後ケア事業

対象者

瑞穂市に住民票がある満1歳未満のお子さんとお母さんであり、産後ケアを希望するかた

ただし、下記に該当するかたは利用できません。

- ・感染症疾患に罹患しているかた
- ・入院加療の必要があるかた
- ・心身の不調または疾患があり、医療的介入の必要があるかた

ケアの内容

お母さんと赤ちゃんの体調に合わせて、以下のケアが受けられます

- ・お母さんと赤ちゃんの健康管理や産後の生活へのアドバイス
- ・乳房管理
- ・沐浴や授乳などの育児手技の指導
- ・その他の育児の相談やアドバイス など



利用の流れ

① 利用の申し込み

本人またはご家族のかたが、保健師・助産師との面談（来所や訪問）にて利用できるケア内容や実施方法をご確認のうえ、瑞穂市産後ケア事業利用申請書兼同意書（※用紙は子ども支援課にあります。）を子ども支援課へ提出してください。

② 利用の決定

子ども支援課より、「利用承認（不承認）決定通知書」と承認の場合は「産後ケア事業利用票兼実施報告書」を送付します。

③ 産後ケア事業利用

「産後ケア事業利用承認決定通知書」と「産後ケア事業利用票兼実施報告書」を医療機関または訪問する助産師に提示し、利用料金は直接施設等にお支払いください。

利用種別	内容	利用時間	回数	料金
訪問型	自宅に訪問してもらいケア	1日1回：120分程度	最大5回	1回 900円
通所型	利用施設に日帰りお出かけケア	1日：6時間程度 (例：10時～16時)	最大5回	1回 1,500円（1食付き）
宿泊型	利用施設にお泊りしてケア	1泊2日：おおよそ24時間 (例：10時～翌日10時)	最大6泊7日	1泊 3,000円（3食付き）

※医療機関の空き状況によりご希望に添えない場合があります

※食事をキャンセルされても利用料金は変わりません

※市民税非課税世帯・生活保護世帯のかたは料金が変わりますのでお申し出ください（証明する書類が必要です）

例えば、こんな使い方

訪問型

- ❁ 自宅での沐浴方法を一緒に考え実践してほしい
- ❁ 赤ちゃんとのこれからの生活の見通しや関わり方を知りたい
- ❁ 母乳のことを相談したい

通所型

- ❁ きょうだいがいて泊まれないけど、休みたい
- ❁ 授乳方法を何回か継続して確認してほしい
- ❁ 寝かしつけるタイミングやコツを一緒にみてほしい

宿泊型

- ❁ 眠れなくて疲れてしまった、一度休みたい
- ❁ 母子同室がうまくいかずに不安。もう少し教えてもらいたい
- ❁ 1日を通しての母乳量を知りたい

〈お問い合わせ〉

瑞穂市役所 子ども支援課内 こども家庭センター

住所：瑞穂市別府1288番地

電話：058-322-5670

（土祝日・年末年始を除く開庁時間内）

